



県 章

# 滋賀県公報

平成 29 年 (2017 年)  
3 月 14 日  
号 外 ( 5 )  
火 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

### ○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	7

## 監 査 委 員 公 告

### 監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第4項の規定に基づき執行した平成28年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月14日

滋賀県監査委員	川 島 隆 二
”	山 田 実
”	平 岡 彰 信
”	北 川 正 雄

### 監査の結果に関する報告

#### 1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
消防学校	平成29年3月1日
政策研修センター	平成29年3月1日
近代美術館	平成29年2月9日
琵琶湖環境科学研究センター	平成29年2月3日
琵琶湖博物館	平成29年3月1日
南部流域下水道事務所	平成29年1月10日
北部流域下水道事務所	平成29年3月1日
精神保健福祉センター	平成29年2月9日
食肉衛生検査所	平成29年1月24日
動物保護管理センター	平成29年3月1日
中央子ども家庭相談センター	平成29年1月12日
彦根子ども家庭相談センター	平成29年3月1日
大津・高島子ども家庭相談センター	平成29年3月1日
平和祈念館	平成29年3月1日
衛生科学センター	平成29年1月20日
リハビリテーションセンター	平成29年2月7日
近江学園	平成29年1月30日
総合保健専門学校	平成29年2月7日
看護専門学校	平成29年3月1日
淡海学園	平成29年3月1日
計量検定所	平成29年1月23日
工業技術総合センター	平成29年3月1日
東北部工業技術センター	平成29年3月1日

高等技術専門校	平成29年 3 月 1 日
男女共同参画センター	平成29年 3 月 1 日
病虫害防除所	平成29年 3 月 1 日
家畜保健衛生所	平成29年 2 月 6 日
農業技術振興センター	平成29年 3 月 1 日
畜産技術振興センター	平成29年 1 月31日
水産試験場	平成29年 2 月10日
芹谷地域振興事務所	平成29年 3 月 1 日
北川水源地域振興事務所	平成29年 3 月 1 日
総合教育センター	平成29年 2 月 2 日
びわ湖フローティングスクール	平成29年 3 月 1 日
図書館	平成29年 3 月 1 日
河瀬中学校	平成29年 3 月 1 日
守山中学校	平成29年 3 月 1 日
水口東中学校	平成29年 3 月 1 日
膳所高等学校	平成29年 2 月14日
大津清陵高等学校	平成29年 3 月 1 日
堅田高等学校	平成29年 3 月 1 日
東大津高等学校	平成29年 1 月27日
北大津高等学校	平成29年 3 月 1 日
大津高等学校	平成29年 1 月23日
石山高等学校	平成29年 3 月 1 日
瀬田工業高等学校	平成29年 1 月12日
瀬田高等学校	平成29年 1 月12日
大津商業高等学校	平成29年 3 月 1 日
彦根東高等学校	平成29年 3 月 1 日
河瀬高等学校	平成29年 3 月 1 日
彦根翔西館高等学校	平成29年 3 月 1 日
彦根西高等学校	平成29年 3 月 1 日
彦根工業高等学校	平成29年 2 月13日
彦根翔陽高等学校	平成29年 3 月 1 日
(新校) 長浜北高等学校	平成29年 3 月 1 日
長浜高等学校	平成29年 3 月 1 日
長浜北高等学校	平成29年 3 月 1 日
虎姫高等学校	平成29年 1 月17日
伊香高等学校	平成29年 3 月 1 日
長浜農業高等学校	平成29年 1 月19日
長浜北星高等学校	平成29年 3 月 1 日
八幡高等学校	平成29年 3 月 1 日
八幡工業高等学校	平成29年 1 月24日
八幡商業高等学校	平成29年 3 月 1 日
草津東高等学校	平成29年 3 月 1 日
草津高等学校	平成29年 1 月13日
玉川高等学校	平成29年 3 月 1 日
湖南農業高等学校	平成29年 1 月13日
守山高等学校	平成29年 3 月 1 日
守山北高等学校	平成29年 2 月 6 日
栗東高等学校	平成29年 3 月 1 日
国際情報高等学校	平成29年 1 月26日
水口高等学校	平成29年 1 月31日

水口東高等学校	平成29年 3 月 1 日
甲南高等学校	平成29年 1 月16日
信楽高等学校	平成29年 1 月16日
野洲高等学校	平成29年 3 月 1 日
石部高等学校	平成29年 3 月 1 日
甲西高等学校	平成29年 3 月 1 日
高島高等学校	平成29年 3 月 1 日
安曇川高等学校	平成29年 3 月 1 日
八日市高等学校	平成29年 3 月 1 日
能登川高等学校	平成29年 3 月 1 日
八日市南高等学校	平成29年 3 月 1 日
伊吹高等学校	平成29年 3 月 1 日
米原高等学校	平成29年 3 月 1 日
日野高等学校	平成29年 3 月 1 日
愛知高等学校	平成29年 3 月 1 日
盲学校	平成29年 2 月13日
聾話学校	平成29年 3 月 1 日
北大津養護学校	平成29年 3 月 1 日
鳥居本養護学校	平成29年 3 月 1 日
長浜養護学校	平成29年 1 月19日
長浜北星高等養護学校	平成29年 3 月 1 日
草津養護学校	平成29年 3 月 1 日
守山養護学校	平成29年 1 月26日
甲南高等養護学校	平成29年 1 月16日
野洲養護学校	平成29年 2 月 2 日
三雲養護学校	平成29年 3 月 1 日
新旭養護学校	平成29年 3 月 1 日
八日市養護学校	平成29年 3 月 1 日
愛知高等養護学校	平成29年 3 月 1 日
甲良養護学校	平成29年 3 月 1 日
大津警察署	平成29年 3 月 1 日
草津警察署	平成29年 1 月10日
守山警察署	平成29年 3 月 1 日
甲賀警察署	平成29年 1 月30日
近江八幡警察署	平成29年 3 月 1 日
東近江警察署	平成29年 3 月 1 日
彦根警察署	平成29年 3 月 1 日
米原警察署	平成29年 3 月 1 日
長浜警察署	平成29年 2 月10日
木之本警察署	平成29年 1 月17日
高島警察署	平成29年 3 月 1 日
大津北警察署	平成29年 3 月 1 日

（注）平成29年 3 月 1 日の監査執行は書面監査による。

## 2 監査の結果

### (1) 指摘事項

#### 近江学園

職員の不注意による公用車の事故（県過失割合100%）が発生し、保険を含めて1,944,888円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

**湖南農業高等学校**

授業料について、平成28年10月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ200,800円増加し、319,600円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

**安曇川高等学校**

授業料について、平成28年11月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ239,450円増加し、275,500円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

**北大津養護学校**

雑入(支払過誤による特別支援教育就学奨励費返納金)について、平成28年11月末日現在、210,366円の収入未済が発生しているため、速やかな収納に努められたい。

**野洲養護学校**

通勤手当の支給において、認定誤りにより、平成20年4月から正当支給額を上回って支給され、187,200円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

**草津警察署**

職員の不注意による公用車の事故が5件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて528,678円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

**東近江警察署**

職員の不注意による公用車の事故が3件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて751,938円が支払われているほか、公用車に損害が発生している。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

**彦根警察署**

職員の不注意による公用車の事故が3件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて404,676円が支払われているほか、相手側に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

**(2) 指導事項**

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

**(7) 予算関係 (1件、1機関)**

- ・収入の年度区分を誤っているもの(淡海学園)

**(4) 収入関係 (9件、8機関)**

- ・その他収入に係る事務が適当でないもの(聾話学校1件)
- ・授業料等について収入未済の解消を求めるもの  
(大津清陵高等学校2件、北大津高等学校1件、瀬田高等学校1件、八幡工業高等学校1件、能登川高等学校1件)
- ・督促の措置が適切になされていないもの(近江学園1件)
- ・現金の保管方法等に適切を欠くもの(大津清陵高等学校1件)

**(7) 支出関係 (10件、10機関)**

- ・執行何かが適正でないもの(大津清陵高等学校1件、河瀬高等学校1件、野洲高等学校1件)
- ・資金前渡の精算事務が適正でないもの(中央子ども家庭相談センター1件)
- ・諸手当の支給を誤っているもの  
(琵琶湖環境科学研究センター1件、日野高等学校1件、高島高等学校1件、安曇川高等学校1件、長浜養護学校1件、東近江警察署1件)

**(エ) 契約関係 (10件、10機関)**

- ・分割発注等発注方法が適当でないもの(甲良養護学校1件、守山警察署1件)

- ・長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の適用を誤ったもの（米原警察署 1 件）
- ・予定価格が適正に作成されていないもの（動物保護管理センター 1 件、鳥居本養護学校 1 件）
- ・随意契約理由およびその事務処理が適正でないもの（高島高等学校 1 件）
- ・その他契約に係る事務処理が適当でないもの（消防学校 1 件、新旭養護学校 1 件）
- ・検査・検収が適正になされていないもの（草津東高等学校 1 件、伊香高等学校 1 件）

(4) 財産関係（39件、39機関）

- ・財産の滅失等が見受けられるもの（信楽高等学校 1 件、聾話学校 1 件）
- ・財産の適正な管理を求めたもの（消防学校 1 件）
- ・物品の適正な管理を求めたもの  
（衛生科学センター 1 件、近江学園 1 件、淡海学園 1 件、工業技術総合センター 1 件、びわ湖フローティングスクール 1 件、膳所高等学校 1 件、大津清陵高等学校 1 件、瀬田高等学校 1 件、彦根工業高等学校 1 件、長浜北星高等学校 1 件、甲南高等学校 1 件、甲西高等学校 1 件、八日市高等学校 1 件、高島高等学校 1 件）
- ・不用決定、処分の手続が適正でないもの  
（守山中学校 1 件、石山高等学校 1 件、瀬田工業高等学校 1 件、伊香高等学校 1 件、水口東高等学校 1 件、甲南高等学校 1 件、日野高等学校 1 件、聾話学校 1 件、長浜養護学校 1 件、草津養護学校 1 件、守山警察署 1 件）
- ・公用車の事故の防止を求めたもの  
（琵琶湖環境科学研究センター 1 件、畜産技術振興センター 1 件、水産試験場 1 件、大津警察署 1 件、守山警察署 1 件、甲賀警察署 1 件、近江八幡警察署 1 件、米原警察署 1 件、長浜警察署 1 件、木之本警察署 1 件、高島警察署 1 件）

(3) 留意事項

上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。

(7) 収入関係（9件、9機関）

- ・調定誤りがあるもの（淡海学園 1 件、玉川高等学校 1 件、虎姫高等学校 1 件、伊香高等学校 1 件）
- ・調定・収入時期が遅延しているもの（政策研修センター 1 件）
- ・授業料等について収入未済の解消を求めるもの  
（中央子ども家庭相談センター 1 件、彦根子ども家庭相談センター 1 件、近江学園 1 件、伊香高等学校 1 件）

(4) 支出関係（21件、20機関）

- ・支出額を誤っているもの  
（北部流域下水道事務所 1 件、工業技術総合センター 1 件、大津清陵高等学校 1 件）
- ・諸手当の支給を誤っているもの  
（計量検定所 1 件、工業技術総合センター 1 件、農業技術振興センター 1 件、堅田高等学校 1 件、瀬田工業高等学校 1 件、彦根工業高等学校 1 件、長浜高等学校 1 件、湖南農業高等学校 1 件、石部高等学校 1 件、甲西高等学校 1 件、安曇川高等学校 2 件、能登川高等学校 1 件、八日市南高等学校 1 件、聾話学校 1 件、八日市養護学校 1 件、長浜北星高等養護学校 1 件、愛知高等養護学校 1 件）

(7) 契約関係（1件、1機関）

- ・契約変更が適期適切に処理されていないもの（信楽高等学校）

(4) 財産関係（3件、3機関）

- ・財産の適正な管理を求めたもの（堅田高等学校 1 件、北大津高等学校 1 件）
- ・不用決定、処分の手続が適正でないもの（彦根東高等学校 1 件）

(4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

### 3 意見

平成29年1月10日から平成29年3月1日までの間に実施した115機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

(1) 琵琶湖の在来魚介類の復活に向けての各組織の一層の連携強化について（琵琶湖環境部環境政策課、農政水産

部水産課、琵琶湖環境科学研究センター、水産試験場)

県の行政部局と 8 つの試験研究機関などで構成する琵琶湖環境研究推進機構では、琵琶湖の「在来魚介類のにぎわい復活」に向けて、さまざまな視点から研究に取り組まれている。過去の琵琶湖の水位調節の影響の研究は、琵琶湖の水位の弾力的な操作方法に反映され、在来魚介類復活に一定の成果も出されているものの、未だに琵琶湖の現状は、にぎわいの復活に向けての道のりは厳しいと言わざるを得ない。

その中で、今年 4 月には国立環境研究所琵琶湖分室が琵琶湖環境科学研究センター内に設置されることで、本県の試験研究に力強い協力者を得ることとなり、情報量の増加や研究体制の充実が図られることから、在来魚介類の回復等の調査研究などの共同研究の拠点として、今こそ、その存在を示すときであると考えている。

については、県内の各研究機関、各行政機関、各漁協との情報交換や連携をさらに強化され、県を挙げて琵琶湖の「在来魚介類のにぎわい復活」の実現に向けて、一丸となって取り組まれない。

(2) 児童の入所状況について（健康医療福祉部障害福祉課、近江学園）

近江学園の入所者数は定員 100 人に対して 74 人である。児童虐待の通告・相談件数が急激に増加するなか、本来当学園に入所することが望ましい児童が増加していると思われることから、子ども・青少年局等、関係機関と調整の上、一層の入所が図られるよう検討されたい。

(3) 学校の危機管理能力向上について（総合教育センター）

当センターでは、喫緊の教育課題や学校現場でのニーズに応じた研修事案を展開し、教職員の実践的指導や専門性の向上を支援されている。

研修事業の今後の課題として、組織対応能力の向上や校務運営能力の重要性については認識していただいているが、例えば過去の個人情報漏えいの事案などを踏まえると、危機管理といった観点から組織対応能力を向上させることが重要であるため、学校の危機管理能力の向上について更なる取り組みを検討されたい。

(4) 県立学校における学校徴収金の取扱いについて（教育委員会事務局教育総務課）

県立学校においては、PTA 等学校関係団体の学校徴収金から様々な形で、その教育活動や環境改善などの支援を受けている。

監査の結果、学校により状況が異なるが空調設備設置に係る経費、学校施設における小修繕、樹木の剪定、成績管理システム保守料、コピー機リース代など本来公費により負担すべきではないと思われる学校運営に係る経費に、学校徴収金から支出されていた事例があった。

教育委員会として、これらの支出の把握・分析を行い、公費負担とすべき経費かどうか整理して、公費と学校徴収金の負担区分の明確化を図られたい。

(5) 英語検定試験等、英語の資格・検定試験への取組みの推奨について（教育委員会事務局高校教育課、各県立高等学校）

英語検定試験等、英語の資格・検定試験への各学校での取組みの現状は、学校挙げて生徒にチャレンジを推奨している学校もあるが、消極的な学校もあり、各学校の間でもかなりの差が生じている。

言うまでもなく、経済のグローバル化の流れは、今後、ますます加速していくことが予想される時代にあって、英検準 2 級等が大学進学時の推せん基準となっている学校もあり、また、就職希望者の比較的多い工業高校にあっても卒業生が将来、海外への技術指導に赴任するケースが増加することも予測されることから、英語検定試験等、英語の資格・検定試験への積極的な推奨に向けて取り組まれない。

(6) 生徒への読書の習慣づけについて（教育委員会事務局高校教育課・生涯学習課、各県立高等学校）

生徒の読書の取組みについては、各学校とも朝の読書会を行うなど、いろいろと工夫をされ積極的に取り組まれているが、生徒の「本離れ」の現状は、図書館を利用する生徒が増えてこないなど、改善傾向にあるとは言い難い現状にある。

国語力の向上につながると言われる読書の重要性を踏まえ、家庭や地域での読書の習慣づけとなるような取組を検討されたい。

(7) 献血活動への積極的な協力について（教育委員会事務局保健体育課、各県立高等学校）

本県の 18 才以下の献血協力者の比率は、ここ数年、全国最下位レベルで推移している。

その中で、PTA の賛同を得て、献血車を学校に受入れて、毎年 70 名程度の生徒が献血に参加している高校も

あるものの、多くの高校では実施がされておらず、学校間でも大きな差が生じている現状にある。

献血は人の命を救う立派な社会貢献活動であるということを、生徒や保護者に理解いただくことも、大切な教育活動であると考えことから、献血活動への積極的な取り組みを図られたい。

-----  
**監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年3月14日

滋賀県監査委員 川 島 隆 二  
 " 山 田 実  
 " 平 岡 彰 信  
 " 北 川 正 雄

**監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項**

監 査 執 行 対 象 機 関 名	湖北森林整備事務所
監 査 執 行 年 月 日	平成28年6月22日
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成28年8月19日
監 査 の 結 果	職員の不注意による公用車の事故2件(県過失割合100%:1件、85%:1件)が発生し、公用車1台が損傷、1台が廃車処分され、相手側にも損害が発生している。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	公用車による交通事故の防止については、毎月の常会で議題として取上げ、職員に注意喚起をおこなってきた。 今回の事故発生を受けて、所員全員を対象に交通安全研修を行い、事故原因を検討するとともに、今後の事故防止策について話し合うなど、職員に対し安全運転に対する意識の徹底を図った。 今年度においても、最近の事故事例を例題にした交通安全研修を実施して、事故の原因と防止策を話し合うなど、職員の事故防止への意識を高める取組を行った。 今後とも定期的に職員常会等を利用して交通安全研修を行うとともに、職員が公用車で現場に出張する際には、安全運転の呼びかけを行い事故の未然防止に努めていきたい。

監 査 執 行 対 象 機 関 名	甲賀健康福祉事務所
監 査 執 行 年 月 日	平成28年6月22日・7月6日
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成28年8月19日
監 査 の 結 果	職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、保険を含めて811,016円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	公用車による事故の防止については、これまでから交通事故防止講習会への参加や所内研修を通じ職員への注意喚起を図ってきたところである。 今回の事故発生を受け、事故発生直後および年度内に複数回、全職員を対象とする職場研修を実施し、安全運転の励行と交通事故の再発防止の徹底を改めて図った。 今後とも、係長会議や職場全體會議等を通じて安全運転および事故防止の周知と交通安全意識の一層の向上に努めるとともに、併せて、日常からのゆとりある運転の徹底と公用車の適切な管理に努める。

監 査 執 行 対 象 機 関 名	湖東健康福祉事務所
監 査 執 行 年 月 日	平成28年6月22日・7月6日
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成28年8月19日
監 査 の 結 果	生活保護費返還金について、平成28年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ554,431円増加し、2,644,546円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努めら

りたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

平成28年4月末日現在の収入未済額2,644,546円について、未納者に対し、書面、電話や定期的な訪問による督促を行った結果、130,000円を収納した。

残る2,514,546円(平成28年12月末日現在)についても、引き続き、債務者への面談等を通して粘り強い納入指導を行っていく。

また、適宜の家庭訪問等により、生活実態(収入)の把握と自立支援を行うことにより、新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	南部土木事務所
監査執行年月日	平成28年6月22日
監査結果報告年月日	平成28年8月19日
監査の結果	<p>河湖占用料等について、平成28年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ444,618円増加し、627,421円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>平成28年4月末日現在の収入未済額627,421円について、未納者に対し、書面や電話、訪問による督促を行った結果、5名中3名の完納、1名の分納契約により18,050円を収納することができた。</p> <p>今後も、引き続き粘り強く納入指導等を行い、収納の促進に努める。</p>

監査執行対象機関名	高島土木事務所
監査執行年月日	平成28年6月22日
監査結果報告年月日	平成28年8月19日
監査の結果	<p>河湖占用料について、平成28年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ2,203,285円増加し、9,056,520円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>収入未済額については、債務者への書面や面談を通して納入指導を行うとともに、財産調査の結果を踏まえ平成27年度より滞納処分停止決議を行ってきたところである。</p> <p>今年度についても、一層の納入指導に努めるとともに新たな収入未済の発生防止に努めているところである。</p>

監査執行対象機関名	総務部総務事務・厚生課
監査執行年月日	平成28年8月2日
監査結果報告年月日	平成28年12月6日
監査の結果	<p>嘱託職員の報酬の支払い等について、担当職員の私費による支払いや虚偽の公文書による支払いなど不適正な事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>再発防止のため、職員のコンプライアンス意識の向上のための研修等の取組はもとより、①各所属から提出されるデータと支給対象職員リストの照合を複数の職員で行う、②各月の支出データと支出対象者リストの照合を複数の職員で行う、③毎日の朝礼や終礼時に事務の進行状況を常に係員全体で確認するなどの対応策を講じた。</p> <p>併せて、職員が一人で問題を抱え込まないよう、風通しの良い職場環境の醸成にも努め、適切な事務の執行に努めていく。</p>

監査執行対象機関名	総務部財政課
監査執行年月日	平成28年7月26日
監査結果報告年月日	平成28年12月6日



## 監査の結果

普通財産貸付収入について、平成28年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,097,607円増加し、2,819,631円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

## 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

収入未済となっている2件の普通財産貸付料収入のうち1件は、個人に対し住宅用敷地として貸し付けているもので、平成21年度から滞納が発生している。借受人と接触できない状況が続いていたことから、平成25年4月26日には強制執行(動産執行)により、裁判所執行官が借受人の自宅へ解除立入されたが、差し押さえるべき財産は発見されず執行不能となった経緯がある。強制執行(動産執行)実施時には借受人と接触はできたものの、その後は連絡が取れない状況が続いていたが、今年度接触ができ8月から貸付料の支払が行われるようになった。

もう1件の収入未済についても、個人に対し住宅用敷地として貸し付けているもので、平成27年度に借受人の資金難により新たに発生したが、今年度話し合いの結果、10月から貸付料の支払いが行われるようになった。今後も未収金の回収とともに、新たな収入未済の防止のため、債権管理を適切に行っていく。

監査執行対象機関名	琵琶湖環境部循環社会推進課
監査執行年月日	平成28年7月22日
監査結果報告年月日	平成28年12月6日
監査の結果	

(7) 行政代執行に係る弁償金について、平成28年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,215,820,131円増加し、2,362,346,576円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。

(4) 損害賠償求償金について、平成28年5月末日現在、1,929,235円の収入未済が発生しているので、速やかな収納に努められたい。

## 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

(7) 本件収入未済は、2件の行政代執行に係る弁償金であり、前年同期に比べて収入未済額が増加しているのは、平成22年から実施している行政代執行事案について、平成27年度に行為者(元代表取締役および元役員2名)に対し、追加の納付命令を発出したためである。また、平成28年10月23日付けで行為者に対し、更なる追加の納付命令を発出し、平成27年度支出経費を請求したが、納期限内に納付がなかった。

元代表取締役については、任意の分割納付により平成28年度は平成29年1月末日までに10万円を収納することができた。元役員2名については、財産調査を行っているものの、平成28年度は平成29年1月末日までに新たに収納した額はない。今後、過年度に差し押さえた定期預金等の満期の到来を待って順次収納の手続をする予定である。

今後も引き続き財産調査を進め、鋭意回収に努める。

なお、元役員の内1名から平成28年2月に納付命令の取消請求訴訟が提起され、提訴後6回の口頭弁論を経て現在も係属中であり、今後も必要な対応を行っていく。

もう一方の案件については、分割納付の確約を取り付けている行為者1名より納付を受けるほか、納付が途絶えていた行為者について預金の差押えを実施し、平成28年度は平成29年1月末日までに50,471円を収納することができた。今後も、納付が途絶えている行為者等に対して、訪問催告等により納付を促すとともに、財産調査を進め、差押え等の滞納処分も視野に鋭意回収に努める。

(4) 本件収入未済は、平成25年度に発生した一級河川鴨川およびその周辺における木くず不法投棄事案に関し、県がその対応に要した費用等について原因者に損害賠償請求を求める住民監査請求が平成27年3月に提起されたことを踏まえ、当該費用等の一部について、原因者に損害賠償請求したものである。

しかし、原因者宛てに郵送した損害賠償請求通知書等の書類が全て受取拒否等により返送されるなどしたことから、任意での納付は見込めないと判断し、県議会平成28年2月定例会議で議決を得た上で、同年6月8日、大津地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した。

なお、被告である原因者は全面的に争う姿勢を示しており、提起後、1回の口頭弁論と3回の弁論準備手続が行われ、現在も訴訟は継続中である。

監査執行対象機関名	農政水産部水産課
-----------	----------

監 査 執 行 年 月 日	平成28年8月18日
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成28年12月6日
監 査 の 結 果	沿岸漁業改善資金貸付金の償還金等について、平成28年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,310,000円増加し、30,094,111円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	借受者である5者に対し、それぞれ電話、書面および面会による督促を行っており、この結果、平成29年1月末日現在で昨年(430,000円)より多い2,540,000円を収納した。この結果、本年1月末日現在の収入未済額は昨年5月時点より減少し29,214,588円となっている。 返済協議に当たっては、具体的な償還計画を提示して、可能な限り定期的な返済を求めている。返済が滞っている原因は借受者である青年漁業者の経営不振であることから、水産業普及指導員による経営指導も併せて行っている。 借受者はいずれも返済の意思を示していることから、粘り強く納入指導を行うとともに、水産物の流通拡大を目指す事業を積極的に展開することにより、漁家経営の安定化を図り、収納促進と新たな収入未済の発生防止に努める。

監 査 執 行 対 象 機 関 名	土木交通部監理課
監 査 執 行 年 月 日	平成28年8月10日
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成28年12月6日
監 査 の 結 果	雑入(代執行費用)について、平成28年5月末日現在、436,320円の収入未済が発生している所以、速やかな収納に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	督促(平成28年5月20日)および催告(平成28年7月6日)を経ても、なお納付されないため、平成28年7月から8月にかけて納入義務者名義の土地および預貯金の調査を行った。 その結果、県内金融機関に未納額を超える預金を確認したため、9月13日に当該預金を差し押さえ、代執行費用436,320円、督促手数料430円および延滞金18,760円の計455,510円を即日徴収し、収入未済を解消した。

監 査 執 行 対 象 機 関 名	土木交通部住宅課
監 査 執 行 年 月 日	平成28年8月10日
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成28年12月6日
監 査 の 結 果	普通財産貸付収入について、平成28年5月末日現在、328,800円の収入未済が発生している所以、速やかな収納に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	平成28年5月末日現在の収入未済額328,800円について、この債務者に対して、滞納金の存在を告知し、返済に係る協議に応じるよう通知したところである。 当該債権は、滋賀県住宅供給公社の解散、清算終了に伴い、県が承継したもので、返済方法をめぐって折り合いがつかず収納が滞っていることから、粘り強く納付指導を行い、収納促進に努める。

監 査 執 行 対 象 機 関 名	土木交通部流域政策局
監 査 執 行 年 月 日	平成28年8月4日
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成28年12月6日
監 査 の 結 果	雑入(河川法に基づく原因者負担金)について、平成28年5月末日現在、2,770,626円の収入未済が発生している所以、速やかな収納に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	昨年度に引き続き、今年度も自宅訪問等を行いながら、強制徴収公債権として、地方税の例により滞納処分の手続を行ってきているが、現在も未納となっている。

今後も引き続き財産調査等を行うなど必要な対応を行いながら、収納に努めていくこととする。

監査執行対象機関名	病院事業庁成人病センター
監査執行年月日	平成28年7月19日
監査結果報告年月日	平成28年12月6日
監査の結果	<p>平成27年度病院事業会計における患者負担金収入について、平成28年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ、1,250,354円増加し、42,159,343円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p> <p>未収金については、発生の防止を図ることが第一であるから、診療費の支払のクレジット利用を促進するとともに、患者の状況に応じ公的保険制度・福祉制度の活用や診療費の分割納入の相談に力を入れている。また、督促管理システムにより債権者ごとに個別管理するとともに未収金回収専門の嘱託員を設置し、書面・電話による支払督促、再来時の支払指導、連帯保証人への支払請求を行うなどし、未収金の早期収納に努めている。</p> <p>これらにより、平成28年5月末日の収入未済額42,159,343円については9,379,777円を収納し平成29年1月末日時点で32,779,566円となった。</p> <p>今後は、未収金回収業務の外部委託も行き、直接徴収と適切に組合せた効果的な取組を行い、一層の未収金の減少に努めたい。</p>

監査執行対象機関名	教育委員会事務局人権教育課
監査執行年月日	平成28年7月25日
監査結果報告年月日	平成28年12月6日
監査の結果	<p>地域改善対策修学奨励資金貸付金について、平成28年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ14,440,547円増加し、143,804,766円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p> <p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p> <p>収納促進については、関係市町教育委員会を訪問し、個々の債務者の実情に照らした継続的な返還指導について引き続き依頼した。</p> <p>債務者に対しては、文書による督促や電話等による説明を行い、併せて、返還が困難な者にはその事情に応じて分割納付の指導などを行った結果、平成29年1月末日現在で3,683,556円を収納したところであるが、さらなる収納に向け、検討・工夫を重ね粘り強く返還指導を行っていく。</p> <p>また、新たな収入未済の発生防止に向けては、債務者に対する返還義務の周知徹底や督促の早期実施に努めるとともに、適切かつ無理のない返還計画が作成されるよう、関係市町教育委員会の協力を得ながら個別指導に努めた。</p>

監査執行対象機関名	警察本部
監査執行年月日	平成28年8月5日
監査結果報告年月日	平成28年12月6日
監査の結果	<p>(ア) 扶助料の支給において、裁定誤り等により5,479,602円が過払いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。(厚生課)</p> <p>(イ) 職員の不注意による公用車の事故が2件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて792,889円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(少年課)</p> <p>(ウ) 職員の不注意による公用車の事故が3件(県過失割合100%:2件、80%:1件)発生し、保険により843,643円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(捜査第一課)</p> <p>当該監査の結果に基づき講じた措置の内容</p> <p>(ア) 今回の扶助料の裁定誤り等による過払いについては、受給者の申告誤りによる過払いと端数処理誤りによる過払いである。</p>

受給者の申告誤りによる過払いについては、扶助料の当初裁定時に扶助料の調整対象となる他の年金を受給していたにもかかわらず、「他の年金を受給していない。」と申告したことによりこれを基に裁定した扶助料が支払われていたが、平成26年度に行った恩給受給者等の資格要件確認作業において、扶助料額の調整が必要なことがわかり、2件5,479,600円(2,059,300円および3,420,300円)が過払いとなっていたことが判明したもので、判明後は速やかに裁定当初に遡り、裁定額を改定した。

以降の扶助料裁定に際しては、必要に応じて受給者の承諾を得た上、日本年金機構に年金受給状況を照会するなど、適確な裁定に努めている。

端数処理誤りによる過払いについては、平成26年度中に受給者が死去された際に、遺族に支払う扶助料の端数処理を誤ったことにより2件2円の過払いを生じたもので、平成27年9月に是正処理を行った。

その後については、複数人によるチェックを行うなど、適正な事務処理に努めている。

(4)(ウ) 公用車による交通事故を防止するため、年間を通じての服務指導重点項目に「職員交通事故等の防止」を掲げ、以下のような実践的な教養・訓練等の取組を実施している。

- (1) 交通事故の態様や原因により必要があるときは本質的な事故原因を究明するとともに、同乗者の注意喚起、上司等の事前指導の状況等についても検証し、その結果を他の所属に対して周知するなど注意喚起を促し、同種事故の未然防止を図っている。
- (2) 交通事故の当事者となった職員については、事故の態様等により必要があるときは、滋賀県警察自動車運転技能検定等に関する訓令に基づいて、公用車の運転に必要な運転技能検定の級位認定の取消措置を行うとともに、自動車運転技能訓練に参加させるなど、職員の運転技能および安全意識の向上に努めている。
- (3) 助手席同乗者の責務を明らかにするため、「助手席同乗者マニュアル」を作成・配布し、運転者と助手席同乗者が一体となって、公用車の交通事故防止と交通法令遵守を図っている。
- (4) 交通事故防止をテーマにしたグループ別検討会の実施や各所属の朝礼時等において、職員全員による「安全運転五則」の唱和により交通安全意識の高揚を図っているほか、運転中におけるヒヤリハットの体験とその経験を教訓として実践している事故防止方策を職員に発表させ、事故防止意識を共有し所属職員の日常運転に生かすなど事故の未然防止に努めている。
- (5) 公用車の運転に際しては、常日頃から、幹部職員が職員の体調や健康状態等を確認するとともに、安全運転の励行について具体的に指示するなど注意喚起を促し、交通事故の未然防止に努めている。
- (6) 日常の運行前点検の実施に加え、定期的に幹部職員立会いによる公用車の一斉点検を実施して適正な車両管理に努め、あわせて事故の具体的事例について注意喚起文書を発出して再発防止に努めている。

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成28年8月19日
監査の意見	<p>(1) 効果的な不法投棄監視パトロール等の実施について (各環境事務所)</p> <p>甲賀環境事務所の管内において、4年間にわたり、私有地の山林に産業廃棄物約112,000トンが不法に埋立てられていたことが判明している。周辺の水質への影響は生じていないとのことではあるが、不法投棄監視パトロールや産業廃棄物処理業者等に対する立入検査が実施されていたにもかかわらず、4年間にわたり発見できなかったことは、現状の方策だけでは不十分と言わざるを得ない。</p> <p>今後、悪質な不法投棄の再発を防ぎ根絶するためにも、関係機関との連携のもと、ヘリコプターによる上空からの広域監視、新たに配備される予定のドローンを使った上空からの調査、航空測量時の写真を活用した調査など、より効果的なパトロールや立入検査の実施に取り組まれない。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(南部環境事務所)</p> <p>従前から、不法投棄監視パトロールの実施、産業廃棄物処理業者等に対する立入検査、関係機関で構成する地域ごみ対策会議の開催等を実施してきました。</p> <p>今後、悪質な不法投棄の再発を防ぎ根絶するためにも、管内の警察署、市との情報交換、連携をさらに深めるとともに、パトロールの強化等に努めてまいります。</p> <p>また、循環社会推進課との連携のもと、従前から実施していましたヘリコプターによる上空からの広域監視に加え、新たに循環社会推進課に配備されたドローンによる上空からの調査などにも積極的に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、法律的に運用する上で、平成25年3月に環境省から示されている行政処分の指針を踏まえ、不</p>

適正処理事案については報告徴収、立入検査、関係行政機関等への照会、行政手続法にもとづく手続などを行い、行政処分の迅速化に努めてまいります。

（甲賀環境事務所）

今回の事案を踏まえて、立入検査においては、本事案のような形態の不法投棄を未然に防止するため、取引実績データを元に、不適正処理が行われやすい業者について、処理後の再生資材の販売先等の確認を徹底するなど、検査方法の見直しを行った。

パトロールにおいては、ルートの見直しを行ったほか、外から見えにくい場所についてはドローンやインターネットの航空写真を積極的に活用して確認を行うこととした。

また、甲賀管内独自で設置している地域連携パトロール隊について、隊員の知識や理解を深めるため、全員を対象とした研修会を開催するなど、監視強化に向けた取組を行った。

（東近江環境事務所）

不法投棄の監視については、不法投棄多発箇所を中心とした職員による定期監視パトロールのほか、夜間や早朝、休日を対象に委託パトロールを実施してきている。

昨年度からは、特に不法投棄防止月間において、土木、森林部局との合同パトロールを実施し、河川区域や森林区域内の情報の共有化も図ってきたところである。これらに加えて、不法投棄が疑われるが地上からは調査確認が困難な場所の状況を把握するため、ヘリコプターによる上空からの監視や今年度配備されたドローンを有効活用するなど、早期に対応していく。

また、毎年度、廃棄物処理施設等を有する産業廃棄物処理業者を対象に定期的に立入検査を行っているところである。

立入検査は昨年度まで処理施設等の構造や維持管理に重点を置いた検査を実施してきたが、さらに、受入実績と処理実績の不整合など不適正処理が懸念されるような場合については、処理後の再生資材の販売先等の確認をするなど、検査内容を充実し不法投棄の防止と発見に努める。

（湖東環境事務所）

甲賀環境事務所管内で発生した事案と同様の悪質な不法投棄の再発を防止するため、関係機関で構成する地域ごみ対策会議の適宜の開催等により、警察署、市町との情報共有、連携をさらに深めて不適正事案の未然防止、早期発見に努めることとした。さらに、不法投棄監視パトロールおよび産業廃棄物処理業者等への立入検査を、次のとおり強化することとし、既に可能な部分から対策を開始している。

ア 不法投棄監視パトロールの強化

職員による定期監視パトロール、委託警備会社による休日、深夜・早朝のパトロール、ヘリコプターによる上空からの広域監視に加え、今年度配備されたドローンを活用し、公道からは見えづらい場所を上空からの調査により確認を行っている。

イ 産業廃棄物処理業者等への立入検査の強化

従来から実施してきた処理施設等の構造や維持管理に重点を置いた検査に加え、取引実績データを元に、処理後の再生資材の販売先等の確認を徹底する等、検査の充実を図ることとした。

（湖北環境事務所）

湖北環境事務所では、本事案をはじめとする不法投棄の再発防止対策として、引き続き管内の市や警察署、関係部局との情報共有に努め、連携した取組を行っていくとともに、新たに立入検査や監視の強化を図るなどの具体的な取組を開始している。

ア 産業廃棄物処理業者等への立入検査の強化

産業廃棄物処理業者等については、定期的に立入検査を行っているが、従来の処理施設等の構造や維持管理に重点を置いた検査に加え、本事案のような形態の不法投棄を未然に防止するため、取引実績データを元に、不適正処理が行われやすい処理業者について、処理後の再生資材の販売先等の確認を徹底する等、検査の充実を図る。

イ 不法投棄の早期発見のための監視強化

不法投棄重点監視地点を中心とする定期監視パトロールをはじめ、休日、夜間、早朝を対象とした委託パトロールを継続するほか、監視カメラや平成28年度に導入したドローンも活用し、外から見えにくい場所を早い段階で確認できるように努める。

（高島環境事務所）

不法投棄対策については、当所が実施する監視パトロールと、休日・夜間・早朝を対象とした委託パトロールによる監視および循環社会推進課との連携による合同監視パトロールを継続して実施することとし、不法投

棄が多発するような場所には、監視カメラを有効活用して監視を強化する。  
 また、従前から実施してきたヘリコプターによる上空からの広域監視に加え、新たに循環社会推進課に配備されたドローンを活用することにより、早い段階での不適正事案の確認ができるように対応する。  
 さらに、管内の各種監視員からの情報提供により、関係地方機関等が一体となって不適正事案の未然防止および早期発見に努める。  
 産業廃棄物処理業者等への立入検査については、従来の施設等の構造や維持管理に重点を置いた検査に加え、中間処理後の再生資材の販売先等の確認を徹底する等、検査の充実を図る。

監査結果報告年月日	平成28年8月19日
-----------	------------

監査の意見
-------

(2) 林業の成長産業化に向けた集約化施業の推進について (各森林整備事務所)  
 所有面積が小規模な私有林では、個々の所有者が単独で効率的な施業を実施することは困難であり、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて効率的な施業を実行する集約化施業を推進することが求められている。  
 県では「琵琶湖森林づくり基本計画」の中で、林地境界明確化の活動を支援する事業や森林組合の組織体制の充実と人材の育成を図るなど、林業の成長産業化推進に向けて一定の努力はされているが、今後は先進府県の事例も参考にするなど、集約化施業の推進により一層努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容
---------------------

(西部・南部森林整備事務所)  
 本県の森林資源が成熟期を迎え、その多くが利用段階へ移行しつつある中、森林資源の循環利用を図るため、川上・川中から川下に至る林業・木材産業の活性化に向けた行動計画として「しがの林業成長産業化アクションプラン」を今年度中の策定に向けて取り組んでいるところである。  
 本プランでは、主として川上では、「森林資源の循環利用による活力ある林業の推進」を取組方向として、境界の明確化や集約化の推進を図ることや、人材育成では、「しがの林業成長産業化を実現する高度な人材の育成」を取組方向として、森林組合の経営基盤の強化や県産材の生産、加工、流通段階での人材育成など川上から川下すべてにおいて専門性の高い技術者の育成を図ることとしている。  
 このことから、西部・南部森林整備事務所においては、森林組合の強化に向けて森林施業プランナーの育成指導を図るとともに、木材搬出に欠かせない作業道作設や架線集材に必要な人材の育成を行うなど、効率的な施業の推進に取り組んでいるところである。  
 また、集落説明会を開催し、林地境界明確化や集約化施業などの取組を推進するとともに、集約化施業の推進には木材の生産・販売による森林所有者の収益確保も重要であることから、管内の製材業者を中心に設立された協議会の活動を支援することにより、公共建築物等への木材供給をはじめとした木材の流通体制の整備等を行い、生産された地域材の利用拡大に向けた取組を推進している。  
 今後は先進府県の事例を参考にするとともに、本プランに基づく計画的な施策の取組等により、集約化施業の促進を含む琵琶湖森林づくり基本計画の着実な進行を図ってまいりたい。

(甲賀森林整備事務所)  
 本県の森林資源が成熟期を迎え、その多くが利用段階へ移行しつつある中、森林資源の循環利用を図るため、川上・川中から川下に至る林業・木材産業の活性化に向けた行動計画として「しがの林業成長産業化アクションプラン」を今年度中の策定に向けて取り組んでいるところである。  
 本プランでは、主として川上では、「森林資源の循環利用による活力ある林業の推進」を取組方向として、境界の明確化や集約化の推進を図ることや、人材育成では、「しがの林業成長産業化を実現する高度な人材の育成」を取組方向として、森林組合の経営基盤の強化や県産材の生産、加工、流通段階での人材育成など川上から川下すべてにおいて専門性の高い技術者の育成を図ることとしている。  
 このことから、甲賀森林整備事務所においては、間伐等の木材搬出量の拡大を主要課題とし、森林組合による集約化施業を推進するための森林経営計画策定や、作業道開設技術研修の実施など積極的に支援していくものとする。  
 人材の育成では、集約化施業を推進する上で、中心となる森林組合の森林施業プランナーの活動を支援するとともに、自伐林家の育成強化など、活力ある林業を進めるための取組を総合的に進めていくものとする。  
 今後は先進府県の事例を参考にするとともに、本プランに基づく計画的な施策の取組等により、集約化施業の促進を含む琵琶湖森林づくり基本計画の着実な進行を図ってまいりたい。

（中部森林整備事務所）

本県の森林資源が成熟期を迎え、その多くが利用段階へ移行しつつある中、森林資源の循環利用を図るため、川上・川中から川下に至る林業・木材産業の活性化に向けた行動計画として「しがの林業成長産業化アクションプラン」を今年度中の策定に向けて取り組んでいるところである。

本プランでは、主として川上では、「森林資源の循環利用による活力ある林業の推進」を取組方向として、境界の明確化や集約化の推進を図ることや、人材育成では、「しがの林業成長産業化を実現する高度な人材の育成」を取組方向として、森林組合の経営基盤の強化や県産材の生産、加工、流通段階での人材育成など川上から川下すべてにおいて専門性の高い技術者の育成を図ることとしている。

このことから、中部森林整備事務所としては、川上側で集約化施業の中心的な役割を担っている森林組合に対し、適宜境界確定等に関する情報共有や森林に負荷をかけない木材搬出方法の検討など指導、助言を行っているところであるが、管内の3つの森林組合では、それぞれ集約化施業の進度に差がある。

このため、進度の遅い森林組合に対しては、当事務所と森林組合の打合せ会議を月1～2回行い、森林組合が地区の取りまとめや境界確認の協力のため設置している地区推進員の積極的な活用や関係機関との連携について重点的に指導を行うなど、管内における効率的な施業の推進に向けて取り組んでいる。

今後は先進府県の事例を参考にするとともに、本プランに基づく計画的な施策の取組等により、集約化施業の促進を含む琵琶湖森林づくり基本計画の着実な進行を図ってまいりたい。

（湖北森林整備事務所）

本県の森林資源が成熟期を迎え、その多くが利用段階へ移行しつつある中、森林資源の循環利用を図るため、川上・川中から川下に至る林業・木材産業の活性化に向けた行動計画として「しがの林業成長産業化アクションプラン」を今年度中の策定に向けて取り組んでいるところである。

本プランでは、主として川上では、「森林資源の循環利用による活力ある林業の推進」を取組方向として、境界の明確化や集約化の推進を図ることや、人材育成では、「しがの林業成長産業化を実現する高度な人材の育成」を取組方向として、森林組合の経営基盤の強化や県産材の生産、加工、流通段階での人材育成など川上から川下すべてにおいて専門性の高い技術者の育成を図ることとしている。

このことから、湖北森林整備事務所においては、林業普及職員を中心に、市担当者と連携して森林組合の定例会、地元説明会に出席し、施業集約地の進捗加速や新たな施業地確保、また、森林経営計画樹立など、森林組合の集約化施業の取組を積極的に支援するとともに、取組に必要な情報の提供を進めていく。

加えて、集約化施業地の搬出コストの更なる縮減のために、より効率的で丈夫な作業道が作設できるよう、路網計画の研修やオペレータ研修を関係機関と連携して実施していく。

今後は先進府県の事例を参考にするとともに、本プランに基づく計画的な施策の取組等により、集約化施業の促進を含む琵琶湖森林づくり基本計画の着実な進行を図ってまいりたい。

監査結果報告年月日	平成28年8月19日
-----------	------------

監 査 の 意 見

(3) 効果的な防災訓練・研修の実施について（各土木事務所）

大規模な地震に備えて、緊急初動対策班訓練が実施されているが、一部の土木事務所で実施された抜き打ちでの訓練の結果によると、人員の確保や情報伝達に課題があることが明らかになっている。また、年度当初における職員向けの研修については、一部の土木事務所での開催にとどまっている。

各地域防災監におかれては、引き続きいざというときに職員が即時に対応できるよう効果的な方法で訓練や研修を実施されたい。また、市町と連携した訓練についても配慮されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

（南部土木事務所）

防災・危機管理体制については、平成28年4月の南部連絡調整会議において運用を確認しており、平成28年5月および9月には職員への防災情報システムの操作説明と入力訓練を実施した。

緊急初動対策班訓練については、参加者のアンケート結果を反映させ、訓練内容の改良を図り、また、安全確保行動を新たに加えるなど、より実践的で効果的な訓練となるように努めている。

市との連携では、支援物資備蓄の情報共有や職員研修への相互参加などを実施しており、草津市主催の地震発生時の安全確保行動訓練に参加した。

災害応援協定を締結している建設業協会湖南支部とは合同訓練を実施しており、直ちに応急復旧できるよう、ロールプレイングに工夫を凝らした。

今後も、市や協力団体との連携をさらに深めながら、より効果的な訓練の実施を図っていく。

（甲賀土木事務所）

職員向けの研修については、地震などの災害発生時における被害情報を迅速に収集・情報共有できるように防災情報システムの研修を平成28年5月に実施した。

防災訓練については、職員の勤務時間外に大規模地震が発生したという想定のもと、平成28年9月に訓練を実施するとともに、勤務時間内での大規模地震発生という想定のもとで平成28年12月に訓練を実施した。

また、管内の市と連携した訓練については、平成28年10月に大規模地震発生時における初動訓練を実施した。

今後も、訓練や研修を通じて職員の災害対応能力の向上を図っていく。

（東近江土木事務所）

災害発生時に初動対応にあたる緊急初動対策班員を対象にした訓練については、勤務時間外参集要員と勤務時間内参集要員の訓練をそれぞれ実施しているところであるが、今年度は、勤務時間内参集要員を対象とした訓練においても、災害発生時における状況判断能力や行動力の向上を目的として、時間外参集要員訓練と同様シナリオレス方式により実施した。

併せて、今年度3回実施した東近江土木事務所職員による大規模地震発生時を想定した初動活動訓練において、うち1回は抜き打ちで実際の発災時により近い想定で実施し、これらの訓練の実施を通じて抽出された課題の解決へ向けた対応を進めた。

また、職員を対象にした研修としては、毎年5月に防災情報システム操作研修を、6月頃に県職員のほか市町や消防の職員も対象にした防災気象研修会を開催しているところである。このうち、防災気象研修会については、これまで風水害を中心とした内容としていたが、次年度からは新たに地震災害に関する内容も加え、関係機関が共通の認識のもと地域における発災時の危機管理能力を高める場としていく予定である。

併せて、平成29年2月には新たな取組として、市町職員にも参加を呼びかけ、大規模地震発生時における自治体職員がとるべき初動対応や事前の備えについての理解を深めることを目的に防災講演会を開催した。

（湖東土木事務所）

湖東地域では、平成28年9月に彦根市を主会場に市町、関係機関とともに滋賀県総合防災訓練を実施し、災害対策地方本部設置、緊急初動対策班（勤務時間外）運営等の訓練を行ったほか、平成29年1月に緊急初動対策班（勤務時間内）設置運営訓練を行った。また、平成28年6月と11月には、大規模地震発生を想定した湖東土木事務所勤務時間内初動活動訓練を建設業協会彦根支部と連携して実施し、初動体制の構築確認、パトロール箇所の優先順位確認等を行った。さらに、昨年度末に防災情報システム等が整備されたことから、タブレット操作研修や月例システム入力訓練、管内全機関を対象にした安否確認システム応答訓練を実施した。地域における防災力の向上についても、平成28年12月に管内の自主防災組織や自治会の役員、市町職員、県職員を対象にした自主防災組織育成研修会を実施し、地域防災力の強化に努めた。

今後も研修や訓練を通じて災害対応能力の向上に努めていく。

（長浜土木事務所）

大規模な地震による災害を想定して、従来から初動対策訓練を繰り返し実施しているところであり、今年度においては、平成28年9月の総合防災訓練に合わせ、災害対策地方本部および緊急初動対策班（時間外）設置運営訓練を実施するとともに、当所管内に居住する土木交通部職員による安否確認、点検パトロールおよび情報収集伝達訓練を実施した。

また、平成29年2月には、勤務時間内要員による同様の訓練を災害医療地方本部や土木交通部の初動マニュアルに基づく訓練と併せて実施した。管内の市との関係においては、情報連絡員を実際に各市に派遣し、市から提供を受けた被害想定に基づいて災害情報を収集した。

このほか、当所木之本支所においては、平成28年6月と11月に、長浜市や災害時応援協定を締結している滋賀県建設業協会とも連携するなどしながら初動活動訓練を実施した。

さらに、防災情報システムについて、平成28年5月に操作研修会を開催したほか、防災危機管理局において毎月実施されている入力訓練に加え、平成29年2月から湖北、木之本合同庁舎の全職員を対象として独自に防災情報システムの定例入力訓練を開始しており、訓練機会の拡大と多様な災害情報への対応力強化を図り、緊急時にだれもが即座にシステム操作を行える体制づくりを進めていく。

今後は、職員の災害対応能力のさらなる向上を図るため、実施時期、実施方法、被害想定などを変更しながら、さまざまな状況下で訓練を実施することとした。また、災害対策要員に対する研修については、着任後のできるだけ早い時期に実施することとした。

（高島土木事務所）



新たに高島勤務対象者になった者に対して、緊急初動等のため、庁舎への入庁方法や機材の保管場所等について実地説明を行うとともに訓練時には、高島版マニュアルの配布と研修会の実施をしている。

緊急初動対策班(時間外)人員の確保については、高島市内在住者のみでは、必要数を確保できないことから、隣接地域に在住する職員も対象として、人員の確保を図っている。

市との連携については、緊急初動対策訓練時には、実際に市庁舎に情報連絡員を派遣し、市の情報を伝達する実践的な訓練や、原子力防災訓練では、市と連携して市の業務である住民の避難誘導と県の業務である放射線線量の検査(スクリーニング)を連携する訓練を実施している。

また、災害への対応について、県から情報連絡員を市に派遣するだけでなく、市も県地方本部へ情報連絡員を派遣する体制を構築し、実際に平成28年9月の台風16号の際に開催した本部員会議において市情報連絡員も会議に出席いただき、県市の連携・情報共有を図った。

監査結果報告年月日	平成28年8月19日
-----------	------------

監査の意見	
-------	--

(4) 入札執行後における落札決定取消しの根絶について(大津土木事務所、南部土木事務所、東近江土木事務所、湖東土木事務所、長浜土木事務所)

土木事務所の工事等の発注において、入札執行後に設計積算の誤り等が判明したことにより落札決定が取り消されている事例が毎年発生している。落札決定の取消しは、県の入札事務全般に対する信用失墜を招くばかりでなく、事業の遅延を招くなど問題である。

今後はチェック方法やシステムの改善を図るなど、事務改善に早急に取り組まれない。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
---------------------	--

(大津土木事務所)

各土木事務所が利用している積算システムについて、監理課において、手入力部分の排除、諸経費や単価期の自動更新化等、設計積算の誤りを防止するための改善が行われた。

また、現在、同課において、設計書回付時のチェックリストの改善やチェック体制の更なる充実が検討されており、この検討結果は平成29年3月から適用される予定となっている。

当事務所においても、同課の指導のもと、設計書決裁段階でのチェックの厳格化や開札時の管理職員によるチェックの徹底など入札関係業務の事務改善に取り組んでいる。

(南部土木事務所)

ア 入札手続におけるチェック方法の改善

設計書回付時のチェックリストの改善、チェック体制のさらなる充実を講じる予定である。

現在、最終とりまとめ段階にあり、見直し結果は、平成29年3月から適用することとしている。

イ システムの改善

改良(手入力部分の排除、諸経費や単価期の自動更新化等)された積算システムの運用を開始している。

(東近江土木事務所)

ア 入札手続におけるチェック方法の改善

設計書回付時のチェックリストの改善、チェック体制のさらなる充実を講じる予定である。

現在、最終取りまとめ段階にあり、見直し結果は、平成29年3月から適用することとしている。

イ システムの改善

改良(手入力部分の排除、諸経費や単価期の自動更新化等)された積算システムの運用を開始している。

(湖東土木事務所)

土木交通部全体で取り組んでいる入札手続におけるチェック方法の改善や積算システムの改良のほか、湖東土木事務所においても以下の新たな取組を進めている。

模範となる設計書等についての情報共有を図り積極的に活用することにより設計の精度を高めるとともに、積算の過程で確認した留意事項を所員全員が情報共有することにより同じ誤りを繰り返さない仕組みを作り、事務処理の迅速化と正確化に努めている。

(長浜土木事務所)

ア 入札手続におけるチェック方法の改善

設計書回付時のチェックリストの改善、チェック体制のさらなる充実を講じる予定である。

現在、最終とりまとめ段階にあり、見直し結果は、平成29年3月から適用することとしている。

イ システムの改善

改良(手入力部分の排除、諸経費や単価期の自動更新化等)された積算システムの運用を開始している。

監査結果報告年月日	平成28年12月6日
監査の意見	(1) より実践的な地震防災訓練・研修について(総合政策部防災危機管理局) 県では、地震災害に備えた実践的な訓練・研修を毎年実施しているが、災害時には職員がその役割に応じてどれだけ迅速かつ的確に行動できるかが大切となってくる。そのためにも、地域防災計画震災対策編や各所属のマニュアル・要綱等で定めている職員それぞれの役割が的確に果たせるよう、東日本大震災の派遣職員の経験をまとめた情報を活用するなど、より実践的な訓練や研修に努められたい。
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	(総合政策部防災危機管理局) これまでから直近に発生した災害等の教訓を踏まえた実践的な訓練や研修の実施に努めている。 平成28年度は、4月に発生した熊本地震の教訓を踏まえ、総合防災訓練では、避難所までの物資輸送訓練、避難所アセスメント訓練等を新たに実施するとともに、住家の被害認定業務に係る研修では、座学に加え、実際の家屋を使用して被害認定の実技演習を取り入れた。 また、平成26年度から実施している全職員対象の「統一テーマの職場研修」では、大規模災害発生時における職員一人ひとりの具体的な役割や動きについて、自ら考え、行動することなど、自律的な対応の徹底を図るとともに、地震災害初動対応訓練においても、到着した要員から、順次活動を開始するなど、より実践的な訓練を実施した。 今後とも、「県民の命と財産を守る」という使命を全庁で共有し、より実践的で実効性の高い地震対策に積極的に取り組む。

監査結果報告年月日	平成28年12月6日
監査の意見	(2) ネーミングライツの導入について(総務部人事課) 県では、歳入確保策として「滋賀県ネーミングライツ導入ガイドライン」に基づき、ネーミングライツの導入に取り組んでいるが、成約につながったのは3件にとどまっている。 他の自治体では、公衆トイレなどの小規模施設において、ネーミングライツの対価として、清掃等の役務の提供を認め、施設維持管理経費の削減に効果を得ているところもあり、こうした他の自治体の取組等も参考にしながら、ネーミングライツのさらなる導入に向けて、各部と連携した一層の取組を進められたい。
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	(総務部人事課) ネーミングライツの導入を図るため、これまで、対象施設の拡大や提案型募集制度の導入といった制度面の拡充に取り組んできた。 また、平成27年度から、関係所属で構成する「歳入確保対策プロジェクトチーム」において、相互連携を図りながら、集中的・効率的に企業訪問を行ってきた。 今後は、他の自治体の取組や、専門家の知見も参考にしながら、より効果的な取組を積極的に進めてまいりたい。

監査結果報告年月日	平成28年12月6日
監査の意見	(3) 内部統制のあり方について(総務部人事課) 私費による報酬の支払い、会計書類の偽造、特定調達契約の県公報への告示手続および国への交付金協議手続の失念など不適正な事務処理事案が発生している。このようなことを、職員個人のみの問題としてだけでなく、組織におけるチェック機能のあり方の問題として捉え、事務処理上のリスクを洗い出し、洗い出したリスクを日常の業務の中でチェックすることで、ヒューマンエラーをなくし事務の適正な執行を確保するための内部統制体制の仕組みづくりに取り組まれたい。
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	(総務部人事課) 第31次地方制度調査会答申において、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価およびコントロール

し、事務の適正な執行を確保する体制を整備および運用することが求められていることから、今後の法制化や先進県の状況を踏まえ、関係部局で構成する検討チームを設置し、本県における内部統制のあり方について検討しているところである。

監査結果報告年月日	平成28年12月6日
監査の意見	
(4) 幹部職員の折衝・調整力向上について（総務部人事課）	
<p>幹部職員に求められる能力の一つに、責任を持って自分の考えを分かりやすく相手に伝え、説得し、納得させる折衝・調整力、コミュニケーション能力があるが、これらの能力が不十分と思われる場面がある。</p> <p>本年3月に人材育成基本方針を改定し、目指す職員像と職員に求められる能力を明確にして、全庁挙げて人材育成に取り組まれているところであり、今後とも、こうした能力の一層の向上に努められたい。</p>	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
<p>（総務部人事課）</p> <p>幹部職員には、自分の考えや組織の方針を立場や利害が異なる相手方に対し説明し納得を得るとともに、円滑な職務遂行に向け、外部の関係者等と信頼関係を築くことなどが求められている。</p> <p>こうした能力は、OJTを通じて高めることが重要であり、それぞれの職務を通じて、職員の折衝・調整力、コミュニケーション能力などの向上に資する機会を積極的に与えるよう庁内に周知、徹底している。</p> <p>また、人材育成は中長期的な観点から取り組む必要があることから、政策研修センターにおいては、現在、係長級から参事級の職員を対象とした選択型研修において、折衝・調整力の向上に資する研修を実施しているが、来年度から、こうした幹部職員に求められる能力の基礎となる説明力の向上に資する研修を新設することとした。</p>	

監査結果報告年月日	平成28年12月6日
監査の意見	
(5) 時間外勤務の縮減ならびに働き方改革について（総務部人事課）	
<p>職員の時間外勤務が一部の職員で年間1,000時間を超過し、職員の健康や財政への影響が問題となっている。県では、時間外勤務の縮減やワークライフバランスの推進をはじめとする働き方改革の取組を進めているところであり、限られた人的資源を効果的に活用するといった点においても働き方改革の推進は重要である。</p> <p>今後も、限られた時間で成果を上げる働き方を目指す取組を一層推進し、すべての職員がそれぞれの能力を十分に発揮できる環境づくりに取り組まれたい。</p>	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
<p>（総務部人事課）</p> <p>昨年12月末に、副知事をチーム長、各部局および任命権者の次長等をチーム員とする「働き方改革・長時間労働解消のための検討チーム」を立ち上げ、特に長時間労働解消に焦点を当てながら、働き方改革について検討を重ね、働き方改革の柱と平成28年度内に早急に着手する緊急行動についてまとめた。</p> <p>働き方改革のための4本柱を掲げ、平成29年2月、3月において、新年度に向けて実施すべきことと、特に長時間労働是正に焦点を当てて緊急に実施すべき行動を以下のとおりとした。</p> <p>① 新年度に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の棚卸しの実施および部局横断的業務の見直し</li> </ul> <p>② 長時間労働是正のための緊急行動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 36協定違反の再発防止のための取組</li> <li>・ 所属長の労務管理能力の向上</li> <li>・ 時間管理の徹底</li> </ul> <p>以上の取組を実施することにより、部局ごとに時間外勤務を対前年同月比1割以上削減することとした。</p> <p>なお、2月および3月の実績を基に、部局ごとに成果および問題点等の分析を行い、課題を明らかにした上で、平成29年度に向けて更なる具体的な取組を検討し、実施していくこととしている。</p>	

監査結果報告年月日	平成28年12月6日
監査の意見	

## (6) 公共施設等マネジメントの着実な推進について (総務部人事課)

公共施設等の老朽化の進行などの課題に対応し、限られた財源を有効に活用しながら持続可能で質の高い施設サービスを切れ目なく提供していくため、平成28年3月に「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」が策定されたところである。

今後、この方針に基づき、施設総量の適正化、施設の長寿命化や計画的な更新・改修、施設の有効活用など、財政負担の縮減・平準化および資産価値の最大化に向けた取組を着実に推進されたい。

## 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総務部人事課)

「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」に基づき、平成28年度から、建築物の老朽化対策に本格的に取り組んでおり、平成29年度当初予算においても、建築物の長寿命化対策や更新・改修事業に係る所要経費を計上している。

また、民間活力を活用した効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を推進するため、平成28年12月に「滋賀県PPP/PFI手法導入優先的検討方針」を策定した。

今後とも、質の高い施設サービスを切れ目なく提供していけるよう、公共施設等マネジメントの取組を着実に推進する。

監査結果報告年月日	平成28年12月6日
-----------	------------

監査の意見	
-------	--

## (7) 収入未済対策について (総務部財政課)

県では県税以外の収入未済の解消に向けて、「税外未収金対策にかかるガイドライン」を策定し、共同管理の取組を実施するなど一定の成果が挙げられているが、一方で、各所属における税外未収金の取組では、電話や現地訪問など効果的かつ効率的な方法での対応が不十分であると思われる事案も見受けられる。県民負担の公平性・公正性を確保するという観点からも、悪質な滞納者に対しては県全体で厳正な姿勢で取り組まれるとともに、より効果的かつ効率的な方法で対応するなど、更なる収入未済の解消に努められたい。

## 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総務部財政課)

共同管理については、分納管理を徹底するとともに、悪質な滞納者に対しては訴訟提起や強制執行などの法的措置の実施により、更なる回収に努めている。

未収金所管所属に対しては、相談時や未収金回収状況の聞き取り時、研修時において、電話や現地訪問等を行う場合の対応について、回収につながる実践的で効果的な要領を教示するとともに、悪質な滞納者に対して法的措置による回収方法についても教示するなど、的確な債権回収を助言・指導している。

監査結果報告年月日	平成28年12月6日
-----------	------------

監査の意見	
-------	--

## (8) 地方公会計の整備について (総務部財政課)

国においては平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が取りまとめられ、平成29年度までに統一的な基準による財務書類等を作成することとされている。

人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、限られた財源を一層効果的・効率的に活用していく取組を行うことは極めて重要であることから、計画的に取組を進められたい。

## 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総務部財政課)

平成29年度(平成28年度決算)から統一的な基準を導入するために、財政課および会計管理局で設置した「新地方公会計整備推進チーム」の会議を毎月開催し、業務支援受託者である監査法人から助言を得ながら、財務書類の作成・活用方法等を検討し、取組を進めているところである。

平成28年度の取組として、統一的な基準で前提とされている複式仕訳や固定資産台帳整備に対応するため、公会計システムを導入するとともに、財務会計システムを改修した。

また、職員向け説明会を開催して、全庁で複式仕訳や固定資産台帳にかかる作業を実施しているところである。

平成29年度に円滑に統一的な基準を導入できるように、導入スケジュールに基づき、的確に作業の進捗管理

を行い、計画的に取組を進めることとする。

監査結果報告年月日	平成28年12月6日
監査の意見	
(9) 県有地の有効活用について（総務部財政課）	
<p>県普通財産である未利用地等については、所管課において、境界の確定、地籍測量や土地の履歴調査等、売却に向けた条件整備を進め、財政課等において一般競争入札等の処分により、11億5千8百万円の売却収入が得られたところであるが、今後も利用計画のない県有地については、引き続き所管課と連携し売却処分をはじめ有効活用に努められたい。</p> <p>また、庁舎等の余裕床等における行政財産の貸付けについては3箇所の貸付実績が得られているが、今後も引き続き積極的に努められたい。</p>	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
<p>（総務部財政課）</p> <p>未利用地については、所管課の報告内容やヒアリングに基づき課題を精査した。今後も県有財産活用検討会議での議論も踏まえ、条件が解消されたものから順次売却等の処分や有効利用を図ることとする。</p> <p>庁舎等の余裕床については、有効活用が可能なスペースについて、施設管理者との協議を踏まえて洗い出しを行った。今後は、庁内での転活用がないことを確認の上、外部への貸付けを図るため、ホームページを通じて、庁外への情報の発信を行う。</p>	

監査結果報告年月日	平成28年12月6日
監査の意見	
(10) 個人県民税の特別徴収について（総務部税政課）	
<p>県では市町と連携し、給与所得者の個人住民税特別徴収を推進してきており、給与所得者のうち特別徴収している者の割合が平成27年度は80%まで上昇したところである。</p> <p>特別徴収は法令順守の観点から、また、安定した税収の確保のためにもその推進は重要であることから、市町が行う個人住民税の特別徴収による納入の徹底について積極的な支援に努められたい。</p>	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
<p>（総務部税政課）</p> <p>給与所得に係る個人住民税については、県内全市町が、特別徴収を行うべき事業者および個々の納税義務者の意思にかかわらず、当該事業者に対して特別徴収税額を通知し納入義務を課す取組を実施し、個人住民税の特別徴収を徹底することを基本方針としている。</p> <p>この方針に基づき、県は税理士会等の関係団体へ広報等を行うほか、市町担当者向け研修会の開催や近畿府県との連携した取組の調整等を実施している。</p> <p>今後、更なる特別徴収の推進を図るとともに、特別徴収制度を定着させるため、引き続き市町への支援に努めていきたい。</p>	

監査結果報告年月日	平成28年12月6日
監査の意見	
(11) 県の文化施設におけるトイレの洋式化推進について（県民生活部文化振興課）	
<p>生活様式の変化や高齢化社会への対応として県の管理する公共施設においても、トイレの洋式化を望む声が高まっている。ユニバーサルデザインの観点からも高齢者、障害者に配慮した整備が望まれているところである。びわ湖ホールや県立近代美術館など県の文化施設においてもトイレの洋式化への対応に取り組まれたい。</p>	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
<p>（県民生活部文化振興課）</p> <p>びわ湖ホールなどの県立文化施設のトイレの洋式化の必要性については、来館者等からの要望により認識しており、これまでから、びわ湖ホールにおいて客席内等共有部分のトイレを中心に84基のトイレの洋式化を図るなど予算の範囲内で順次改修を進めているところであり、今後も洋式化の対応に努めていきたい。</p> <p>近代美術館については新生美術館基本計画に基づき、平成32年3月のオープンをめざして改修・増築工事を行う予定であり、この中でトイレの洋式化についても対応していきたいと考えている。</p>	

監査結果報告年月日	平成28年12月6日
監査の意見	
(12) 職員の統計リテラシー向上について (県民生活部統計課)	
<p>近年、ICT (情報通信技術) が急速に進展する中、ビッグデータの利活用やオープンデータの推進と相まって統計への関心が高まっている。統計課においては、全国に先駆け、県民向け統計相談窓口の設置や、統計の専門家による講演会の開催など様々な新しい取組を進められているところであるが、県の内部においても、政策課題協議や予算、決算などの資料作成に統計データを積極的に活かしていくことは極めて有用であることから、職員の統計リテラシー向上への取組をより一層充実させたい。</p>	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
<p>(県民生活部統計課)</p> <p>これまでから、政策形成を支援するため各種統計データや情報を提供する「しが統計レーダー」の作成および報告会の開催、統計リテラシー向上を目的とした「職員のための統計講座」の開催、統計の利活用を促進するための職員向け情報「統計レター」の定期的な発信などを行ってきた。また、政策研修センターでの「新採職員フォローコース」においても「統計」に関する講義を行っている。</p> <p>平成28年度からは、しが統計アクション事業 (STAT) を実施することにより、さらなる統計データの理解・活用力の向上を目指している。「統計講演会・説明会の開催」や「統計相談窓口の開設」については、県民・事業所はもとより、職員の参加および利用を働きかけているところである。</p> <p>今後は、引き続きこれまでの取組を進め、「職員のための統計講座」の内容の充実を図るとともに、政策研修センターとの連携も進めながら、職員の統計リテラシーの向上を支援していく。</p>	

監査結果報告年月日	平成28年12月6日
監査の意見	
(13) 琵琶湖保全再生法の成立を踏まえた対応について (琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課)	
<p>琵琶湖保全再生施策に関する計画の素案では、琵琶湖の保全および再生のための事項として様々な事項が並んでいる。琵琶湖の保全再生の恩恵は、下流府県を含めた流域全体で享受するものと考えられるが、そういった受益についての認識を共有していく取組にも努められたい。</p> <p>また、琵琶湖関連の経費は、毎年一般財源で24億円程度費やしているが、交付税では10億円程度しか措置されていない。県土の中央に琵琶湖が存在することによる経済的不利益に対しては、例えば、半島振興法に準ずるものとして国の財政支援を求めるなどの検討も進められたい。</p>	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
<p>(琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課)</p> <p>平成28年9月および11月に、琵琶湖の下流府県市が構成メンバーとなっている「関西広域連合」や「琵琶湖保全再生推進協議会」の委員に対し、琵琶湖視察を実施し、琵琶湖の置かれている現状や課題、多様な価値や魅力を認識いただく機会を持ちました。今後もこのような場を通じ、琵琶湖の現状や課題、その魅力について、認識の共有を図ってまいります。</p> <p>春・秋に実施している政府に対する要望・提案の中で、琵琶湖にかかる財政需要に対する地方交付税の算定においては、十分な措置を講じるよう要望しています。今後も引き続き、政府提案などの機会を活用し、国に対し要望・提案をしてまいります。</p>	

監査結果報告年月日	平成28年12月6日
監査の意見	
(14) 紙の使用量削減への取組について (琵琶湖環境部温暖化対策課)	
<p>紙の使用量削減に向けては、これまでから各所属の印刷カウント数を庁議で報告したり、ペーパーリユースシステムの導入やタブレットを使用した会議など、様々な取組を行っているにもかかわらず減少には至っていない。過去から数回にわたり意見を付してきたところであるが、いまだに改善されているとは言い難い。</p> <p>については、紙の使用実態などから、紙の使用量が増加した所属の原因を追究し、また、削減への取組が成功した事例などの情報を共有し、さらに、各所属で目標値を設定するなど、職員の削減意識の向上を図り、一層の取組の徹底を図られたい。</p>	
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
(琵琶湖環境部温暖化対策課)	

紙の使用量削減については、従来より「環境にやさしい県庁率先行動計画」に基づき取り組んでおり、各所属の印刷カウント数を庁議で報告したり、ペーパーレス会議やペーパーリユースシステムの導入を図ってきたところである。

平成28年度においては、前年度末の計画改定により、部局等実行責任者である部局の次長等が、各所属が個別に設定している目標を参考に部局別目標を年度当初に設定し、それぞれに進捗管理を行うことにより推進体制の一層の実効性を持たせることとした。

具体的には、従来は年度ごとに報告・確認してきた進捗状況について、半期ごとに取組状況を確認することとし、上半期の取組を下半期に活かすとともに、紙の使用量の多い所属においてはその原因を各部局ごとに分析させた。さらに、効果的な削減取組については、環境行動をわかりやすく解説した事例集に新たに追加し、全庁的に情報共有する予定である。

また、各所属に配置している推進員を対象とした研修の実施や、各所属ごとの職場研修において紙の使用量削減等について職員の意識付けを行っている。

こうした取組により、平成28年度上半期においては、前年度同期に比べ紙の使用量は平成21年度以降初めて減少に転じたところであり、今後もこれらの取組を推進することで紙の使用量の削減に努めてまいりたい。

監査結果報告年月日	平成28年12月6日
監査の意見	(15) 6次産業化への取組強化について（農政水産部農業経営課） 県では、6次産業化の推進に向けて、新たな加工販売等に取り組む実践者を支援しているが、平成27年度は目標の10事業者には達成せず8事業者となり、まだまだ少ないのが現状である。 6次産業化は、うまく成功につながれば、農山漁村における所得や雇用の増、若者の就農、ひいては農業の担い手不足の解消が期待できる。 県においては、6次産業化を目指す農林漁業者を対象に、様々な事業にも取り組まれているところであるが、引き続き研修会の開催、法人組織への働きかけ、個別相談の強化などに取り組まれるほか、商工観光労働部と連携を密にし、農林水産業の6次産業化に向けて一層の推進を図られたい。
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	（農政水産部農業経営課） 6次産業化の推進は、本県の農業振興上重要であることから、6次産業化サポートセンターを設置し、研修会の開催、個別支援などに取り組んでいる。引き続きこれらの取組を推進するとともに、平成28年11月に設立した滋賀県農林水産業新ビジネス創造研究会を母体として、商工観光労働部と連携を密にし、産業の枠組を超え、新ビジネス創造に向けた取組を一層強化していく。

監査結果報告年月日	平成28年12月6日
監査の意見	(16) 琵琶湖の漁獲量の回復と漁業の後継者育成について（農政水産部水産課） 琵琶湖の漁獲量は、減少傾向が続いており、その原因の一つに琵琶湖の水位操作による影響が考えられる。水位操作については、国への要望などに取り組まれているが、更なる改善がなされるよう強く働きかけられたい。 また、漁業者の高齢化の進行、後継者不足問題等も大きな課題となっており、漁業を取り巻く環境は決して良いとは言えない。 琵琶湖保全再生施策にも水産資源の適切な保存および管理について記載されているが、例えば漁業に「若者」を取り込む手法で好結果を出している福井県や京都府などの事例も参考に、新規漁業就業者の確保・育成などの取組を検討されたい。
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	（農政水産部水産課） 新規漁業就業者の確保に向け、県の事業として平成29年度から本格的に就業希望者の相談窓口業務、短期の体験研修や中期の実施研修をスタートさせることとしており、今年度はそのための体制づくりに取り組んでいる。 具体的には、情報提供するためのホームページの開設や、県内で行われた農林漁業の就業相談会への出展を通じて、琵琶湖漁業の紹介や県の取組の周知を図っている。さらに、先進的な取組を実施している京都府にも

視察に向き情報収集に努めたほか、現在、希望者を対象に試行的な体験研修を実施しているところである。

監査結果報告年月日 平成28年12月6日

監査の意見

(17) 入札執行後における落札決定取消しについて (土木交通部監理課)

土木事務所の工事等の発注において、入札執行後に設計積算の誤り等が判明したことにより落札決定が取り消されている事例が毎年発生している。その都度、原因分析と対策が講じられているが、今年度においても多くの土木事務所で発生している。落札決定の取消しは、県の入札事務全般に対する信用失墜を招くばかりでなく、事業の遅延を招き、事業者の負担にもなることから、入札手続におけるチェック方法やシステムの改善を図るなど、事務改善に取り組まれない。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(土木交通部監理課)

- 1 入札手続におけるチェック方法の改善  
設計書回付時のチェックリストの改善、チェック体制のさらなる充実を講じる予定である。  
現在、最終とりまとめ段階にあり、見直し結果は、平成29年3月から適用することとしている。
- 2 システムの改善  
積算システムの改良 (手入力部分の排除、諸経費や単価期の自動更新化等) を行った。

監査結果報告年月日 平成28年12月6日

監査の意見

(18) 道路占用許可の適切な運用について (土木交通部道路課)

道路占用許可における台帳管理の手法や事務処理手順については、各土木事務所に任されている状況にあり、県全体で統一したものが定められていない。道路占用許可台帳に基づき占用許可の更新状況を昨年度の行政重点監査において監査したところ未更新事例が確認された。未更新は、占用料の徴収が滞り適正な歳入が見込めないだけでなく、不法占用状態が続き、占用物の管理が適正に行われない恐れもある。

現在、行政重点監査の意見に基づき、道路占用許可における台帳の整備や管理方法のマニュアル化などを検討されているところであるが、引き続き取り組み、早期に運用できるように努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(土木交通部道路課)

既存の「滋賀県道路占用規則」「道路占用許可事務処理マニュアル」について、3月末までに以下の改正を行う。

- 1 規則 占用更新・変更について条文を追加
- 2 マニュアル
  - ・ 占用の変更・更新事務処理方法、台帳の運用方法を追記
  - ・ 不法占用事務処理の流れを追記

更新漏れ防止策として、当面は道路課と事務所で二重チェックを行う。

監査結果報告年月日 平成28年12月6日

監査の意見

(19) 土砂災害の防止について (土木交通部砂防課)

近年の集中豪雨などによる土砂災害は極めて甚大な被害をもたらすことから早急な対策が求められている。

土砂災害危険箇所については、調査の進捗により箇所数が増えることが予想されるので、県民が土砂災害から身を守るための判断材料としてタイムリーな公表となるよう努められたい。さらに、市町の避難勧告等についても、住民が迅速・的確に避難できるよう普段から市町と十分な連携の取組に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(土木交通部砂防課)

人家等の存在する土砂災害危険箇所については、新たに判明した増加分を含め、平成29年度中に調査を完了し、平成30年度にその結果を公表して、災害リスクの周知を図ることとした。

大雨等により土砂災害発生のおそれが高まった際に、県民が迅速かつ的確に避難できるよう、水害・土砂災



害に強い地域づくり協議会や要配慮者利用施設の管理者向け説明会を通じ、また、土砂災害を想定した避難訓練の支援や砂防出前講座の実施により、地域の警戒避難体制整備に向けて、今後も市町と十分連携して取り組むこととしている。

監査結果報告年月日	平成28年12月6日
-----------	------------

監査の意見	
-------	--

(20) 主権者教育について（教育委員会事務局高校教育課）

公職選挙法の改正により選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられ、主権者教育の重要性が注目されている。主権者教育においては、政治の仕組みについて必要な知識を習得させるのみならず、これから社会人として自立して生活していくうえで正しい判断ができるための知識習得にも必要と思われる。

そこで、主権者教育では、政治の仕組みに併せて、例えば税や社会保障など社会人として生きていくために必要な社会の仕組みを学べるような機会を設けるよう工夫されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
---------------------	--

（教育委員会事務局高校教育課）

18歳になり有権者となることは、選挙等を通じて政治に参加する権利を得ることであり、国家・社会の形成者としての責務を負うことでもあります。そのため、政治や社会の問題を自らの問題として捉え、自分たちの問題を自らの力で解決していこうとする態度を育成し、公民として社会に参画するための力を身につけることが求められております。

このような中で、高等学校においては、関係機関とも連携し、高校生一人ひとりが、政治参加の自覚を深め、主体的に判断し、行動できるよう主権者教育を進めているところであり、引き続き改善・充実させ、主権者としての自覚を育み、社会に参画する力を育ててまいりたいと考えております。

併せて、小中高各発達段階に応じて、習得すべき知識、概念を明確化した系統的な教育の充実を図るとともに、「総合的な学習の時間」等において、必要に応じて外部講師も有効活用し、社会の仕組みを理解させるよう図ってまいります。

さらに、次期学習指導要領で導入が予定されている「公共」についての研究を行い、社会人として生きていくために必要な社会の仕組みをしっかりと身に付けられるよう指導してまいります。

監査結果報告年月日	平成28年12月6日
-----------	------------

監査の意見	
-------	--

(21) 観光と文化財との連携について（教育委員会事務局文化財保護課）

古くから交通の要衝として発展し、歴史の表舞台にも登場してきた滋賀県は全国でも有数の豊かな文化財に恵まれている。これらを活かし、観光部局等とも連携しながら、文化財の活用を図っていく取組については、「日本遺産魅力発信事業」の推進をはじめ、滋賀ロケーションオフィスでの映画やテレビロケの誘致などが行われているものの、まだまだ十分ではないのが現状である。そこで、例えば現在脚光を浴びている「ピワイチ」との連携など様々な施策との連携によりさらなる文化財の活用を図り、互いに相乗効果が得られるような取組を工夫されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
---------------------	--

（教育委員会事務局文化財保護課）

文化財の活用については、「近江水の宝」調査活用事業や近江水と大地の遺産魅力発信事業、人と地域が輝く歴史遺産活用モデル事業等を実施し、文化財を観光振興の素材となるように磨き上げ、その価値を高め、その魅力を発信してきた。これらの取組が日本遺産の認定にも繋がり、また観光部局との連携によって文化財の活用がより推進されたことから一定の成果があったと考えている。また、今年度、東京国立博物館で開催された「平安の秘仏—滋賀・櫛野寺の大観音とみほとけたち」において、観光や農林水産部局との連携の中で本県の魅力を発信するイベントも開催したところである。

しかしながら、本県の豊富な文化財の価値は十分に認知されていない面もあることから、文化財の魅力を県内外にさらに発信していく必要があると認識している。

今後とも、引き続き観光振興の素材としても文化財が活用されるよう、様々な機会では他部局との連携を図り、その価値を県内外に発信してまいりたい。例えば、「ピワイチ」においては、今後策定が予定されている「ピワイチサブルート」において、本県の歴史や文化財を含めたコースが検討されるよう観光部局との協議を進めているところである。また、本県の城跡をはじめとする貴重な文化財についても、様々な機会を捉えて地域の

住民や観光関連団体と一層連携を深めながらその価値を発信し、活用してまいりたい。

監査結果報告年月日	平成28年12月6日
-----------	------------

監査の意見	<p>(2) 病院経営の改善について (病院事業庁経営管理課)</p> <p>平成27年度の決算では、県立3病院 (成人病センター、小児保健医療センター、精神医療センター) を併せた病院事業全体で2億8千万円の純損失となり、第三次県立病院中期計画 (計画期間:平成24年度～平成28年度) の計画値を9億1千2百万円下回る結果となった。平成26年度に計画の中間見直しを行い、取組内容のさらなる強化、拡充を図られたところであるが、9億円余りの計画との乖離は見込みにズレがあったと言わざるを得ない。</p> <p>今年度策定される次期中期計画の策定にあたっては、第三次県立病院中期計画のこうした乖離の分析を行い、それを踏まえて、社会情勢の変化等も勘案したうえで実効性のある適切な計画策定に努められたい。</p> <p>また、第三次県立病院中期計画が確実に達成されるよう、引き続きP D C Aサイクルによる進行管理を徹底されたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	

第三次県立病院中期計画期間において、医療制度改革など国の動向、重点プロジェクトの追加に対応するため、平成26年度に計画の中間見直しを行ったが、人事委員会勧告の影響や、消費増税による負担額の増加、診療報酬改定などの影響により、計画値を下回る結果となった。次期県立病院中期計画は、地域医療構想を踏まえ、2025年問題など社会情勢の変化等も勘案し、高度医療、全県型医療、将来医療の構想を含め、病院改革に取り組む計画策定を行っていく。また、経営面は厳しい状況であるが、第三次県立病院中期計画の着実な推進に向けて、引き続きP D C Aサイクルによる進行管理に努めていく。